

小野市長 殿

児童手当 額改定認定請求書
特例給付 額改定届

※受付確認年月日

令和 . .

提出年月日

令和 . .

下記の事項に同意のうえ、児童手当・特例給付を請求します。
○児童手当又は特例給付の受給に関して、私・配偶者・世帯員及び児童等の市が保有する個人情報の利用(公簿等による確認・調査)に同意します。
○上記私の受給資格に係る支給要件の該当性を審査するため、市が公簿等で確認できない事項については、私から当該関係書類の提出を行います。

受給者情報欄: 氏名(ふりがな), 住所, 性別, 生年月日, 自宅電話番号, 日中連絡先電話番号, 被用者(会社員等) vs 非被用者(自営業等), 受給者本人の加入年金区分及び健康保険証と勤務先, 勤務先名称(自営業号名称), 配偶者の有無, 配偶者の氏名, 配偶者の職業(勤務先名称).

増額又は減額の別

増額 ・ 減額

増額又は減額の原因となる児童

Table with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 監護の有無, 生計関係, 同居・別居の別, 児童が受給者と別居の場合のみ記入(住所(別居先) 海外留学をしている場合の出国年月), 児童との関係(※児童との関係で、該当する場合に○印), ※3歳未満の児童○印, ※3歳以上小学校修了前児童○印, ※小学校修了後中学校修了前児童○印.

増額した理由

ア. 出生
イ. その他 ()

減額した理由

ア. 死亡した
イ. 監護しなくなった
ウ. 生計を同じくしなくなった
エ. 生計を維持しなくなった
オ. 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く)
カ. 未成年後見人でなくなった
キ. 父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国)
ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院(入所施設等:)
ケ. 児童と同居しなくなった(単身赴任の場合を除く同居先)
コ. その他 ()

事由の発生した年月日 令和 年 月 日

児童手当等の寄附: □私は、支給を受ける児童手当等を市に寄附する意思があります。
児童手当等の寄附意思がおりな方はチェック表示してください。後日、市から寄附申出関係書類をお送りいたします。

Table for payment status: 児童手当等の寄附, 額改区分, ※認定・改定・却下年月日, 増・減, 令和 . .

備考欄: ※法第9条第2項適用, 事由発生日, 有・無, ※額改定支給する開始年月, 令和 年 月 分 から, 3歳未満, 3歳以上小修前第1・2子, 3歳以上小修前第3子以降, 中学生, 特例給付, 計.

- 不備: 無し, 有り
1. 振込口座指定届
2. 健康保険証のコピー(年金加入証明)
3. 未成年後見人/児童戸籍抄本(原本)
4. 監護・生計同一(維持)申立書
5. 児童含む世帯全員の住民票(原本)
6. 留学申立書・在学証明書(原本)
7. 同居者受給資格に係る申立書
8. 父母指定者指定届・父母海外居住証明書
9. 学校寮の入寮証明書(原本)
10. 外国人登録証のコピー
11. 日本語翻訳書(第3者署名)
12. その他()

事由: 1. 出生
2. その他

(裏面)

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「住所」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5 「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 8 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。なお、「キ」から「ケ」までのいずれか該当するものを○で囲んだ場合は、その児童を養育することになった者等を記入し、また、「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「ク、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 9 「事由の発生した年月日」の欄は、「7」又は「8」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 10 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

- 備考 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。